別表第一中七十一の七の項を七十一の十一の項とし、同表の七十一の六の項中「（昭和六十二年法律第三十号）」を削り、同項を同表の七十一の九の項とし、同項の次に次のように加える。

七十一の十　厚生労働省又は社会福祉士及び介護福祉士法第四十一条第一項に規定する指定試験機関	社会福祉士及び介護福祉士法による同法第四十条第一項の介護福祉士試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一中七十一の五の項を七十一の七の項とし、同項の次に次のように加える。

七十一の八　厚生労働省又は社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第十条第一項に規定する指定試験機関	社会福祉士及び介護福祉士法による同法第五条の社会福祉士試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一中七十一の四の項を七十一の六の項とし、七十一の三の項を七十一の五の項とし、七十一の二の項を七十一の四の項とし、七十一の項の次に次のように加える。

七十一の二　厚生労働省又は職業能力開発促進法第三十条の五第一項に規定する登録試験機関	職業能力開発促進法による同法第三十条の四第一項のキャリアコンサルタント試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十一の三　厚生労働省又は職業能力開発促進法第三十条の二十四第一項に規定する指定登録機関	職業能力開発促進法による同法第三十条の十九第一項のキャリアコンサルタントの登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一中七十二の三の項を七十二の四の項とし、七十二の二の項の次に次のように加える。

七十二の三　厚生労働省	健康保険法による同法第六十四条の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一中七十七の十五の項を七十七の十六の項とし、同表の七十七の十四の項中「（昭和四十三年法律第八十九号）」を削り、「登録」の下に「又は同法第十四条の十一の三第一項の付記」を加え、同項を同表の七十七の十五の項とし、同表の七十七の十三の項の次に次のように加える。

七十七の十四　厚生労働省又は全国社会保険労務士会連合会	社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）による同法第十条第一項の社会保険労務士試験又は同法第十三条の三第一項の紛争解決手続代理業務試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一の八十七の項の次に次のように加える。

八十七の二　経済産業省又は独立行政法人情報処理推進機構	情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）による同法第十五条第一項の情報処理安全確保支援士の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一の百一の項の次に次のように加える。

百一の二　国土交通省及び環境省	水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）による同法第二十五条の五第一項の給水装置工事主任技術者免状の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百一の三　国土交通省及び環境省又は水道法第二十五条の十二第一項に規定する指定試験機関	水道法による同法第二十五条の六第一項の給水装置工事主任技術者試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一の百八の項中「による」の下に「同法第十二条の二第一項の建築物調査員資格者証若しくは同法第十二条の三第三項の建築設備等検査員資格者証の交付、」を、「若しくは第七十七条の六十」の下に「（同法第七十七条の六十六第二項において準用する場合を含む。）」を加え、「又は同法第七十七条の六十一の届出」を「、同法第七十七条の六十一（同法第七十七条の六十六第二項において準用する場合を含む。）の届出又は同法第七十七条の六十六第一項の登録」に改め、同表の百十三の項中「変更登録」の下に「、同法第五十五条第一項の技能検定の実施」を加え、同表の百十四の項の次に次のように加える。

百十四の二　国土交通省	海事代理士法（昭和二十六年法律第三十二号）による同法第九条第一項の海事代理士の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一の百十七の項の次に次のように加える。

百十七の二　国土交通省	船員法（昭和二十二年法律第百号）による同法第八十二条の二第三項第一号の試験の実施、同項第二号の認定、同法第百十八条第三項第一号の試験の実施又は同項第二号の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百十七の三　国土交通省	船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）による同法第七条第一項（同法第二十三条第七項において準用する場合を含む。）の登録及び海技免状の交付、同法第十二条の海技試験の実施又は同法第二十三条の五の登録及び小型船舶操縦免許証の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一の百二十一の二の項中「又は支給」を「若しくは支給、同法第二十七条の二の支給、同法第二十七条の七第一項の追給、同法第二十七条の十一第一項から第三項までの支給又は同条第八項の追給」に改める。

別表第二中一の九の項を一の十の項とし、一の六の項から一の八の項までを一項ずつ繰り下げ、一の五の項の次に次のように加える。

一の六　市町村長	災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）による同法第三条第一項の災害弔慰金若しくは同法第八条第一項の災害援護資金の貸付けに関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第二の五の二の項中「（昭和三十二年法律第百七十七号）」を削り、同表中五の四十の項を五の四十一の項とし、五の二十九の項から五の三十九の項までを一項ずつ繰り下げ、同表の五の二十八の項中「別表第三の七の十四の項、別表第四の四の二十八の項」を「別表第三の七の十六の項、別表第四の四の二十九の項」に改め、同項を同表の五の二十九の項とし、同表中五の二十七の項を五の二十八の項とし、五の十七の項から五の二十六の項までを一項ずつ繰り下げ、同表の五の十六の項中「（昭和二十五年法律第百二十三号）」を削り、「による」の下に「同法第十八条第一項の指定又は」を加え、「又は」を「若しくは」に、「うち、」を「うち」に改め、同項を同表の五の十七の項とし、同表中五の十五の項を五の十六の項とし、五の四の項から五の十四の項までを一項ずつ繰り下げ、同表の五の三の項中「（昭和二十二年法律第百六十四号）」を削り、同項を同表の五の四の項とし、同表の五の二の項の次に次のように加える。

五の三　国家戦略特別区域法第十二条の五第八項において準用する児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の十八第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	国家戦略特別区域法による同法第十二条の五第八項において準用する児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十二条の五第十二項に規定する試験実施指定都市の長